

○市川会長 それでは、時間が参りましたので、「地方制度調査会」第2回総会を開会いたします。

委員の皆様には、大変御多用の中、御出席をいただきありがとうございます。

本日の総会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

なお、冒頭のみカメラ撮りを認めることとしております。

本年1月19日に第1回総会が開催され、高市内閣総理大臣より、人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり地域の特性に応じて持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制、その他の必要な地方制度の在り方について諮問をいただきました。

本日は、これまでの専門小委員会における議論の御報告と、今後の進め方についての御議論をいただきたく考えております。

まず初めに、本日は公務御多忙の中、中野政務官に御出席をいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

中野政務官、よろしく願いいたします。

○中野政務官 おはようございます。

着座のまま大変恐縮でございますが、御挨拶をさせていただきたいと存じます。

御紹介いただきました総務大臣政務官の中野英幸でございます。本来であるならば、林総務大臣がこちらに参りまして皆様方に御挨拶をさせていただくところでございますが、公務の関係でお伺いできませんことをまずもっておわびをさせていただくとともに、代わりまして一言御挨拶をさせていただきたいと存じます。

市川会長、谷口副会長、山本委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、公私にわたり御多用のところを御出席いただき、心から御礼を申し上げます。また、これまで専門小委員会において、関係省庁や地方公共団体などへのヒアリングを含め、精力的に御議論をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、地方行政の将来を見通しますと、行政課題の複雑化や人材不足が進み、市町村が担うべき役割を十分に果たすことのできない事態も見込まれておりますが、そうした中でも市町村が創意工夫を要する事務により力を注ぎ、地域における行政を自主的に実施できるようにすることが重要であります。このため、デジタル技術の進展にも対応した、新たな時代にふさわしい、国・都道府県・市町村間の事務配分や事務処理の在り方を早急に検討していく必要があると考えております。

総務省といたしましても、自治体DX・AXを通じた自治体業務の構造改革、都道府県の補完・支援や市町村間の連携による自治体間連携の体系化を推進するとともに、広域リージョン連携の拡充などに取り組んでいく考えでございます。

また、大都市地域における行政体制の在り方につきましても、諸外国でも大都市周辺の圏域を含めた広域事務をどのような仕組みで処理をするのかをめぐり試行錯誤が繰り返さ

れてきております。このような点も踏まえて、今後の我が国の制度を考えていく必要があると受け止めております。

委員の皆様方におかれましては、政府の取組も注視していただきながら、将来を見据えた地方制度のあるべき姿について、引き続き幅広い見地から御議論いただきますようお願いを申し上げ、御挨拶に代えさせていただきますと存じます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございます。

ここで中野政務官は次の公務のため御退席されます。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(中野総務大臣政務官退室)

○市川会長 それでは、議事に先立ち御報告いたします。

第1回総会以降、3名の委員の御異動がございましたので、新たに就任された委員を御紹介いたします。

まず、衆議院議員の宮下一郎委員でございます。

次に、衆議院議員の神谷裕委員でございます。

最後に、本日御欠席であります、衆議院議員の中根一幸委員でございます。

以上3名の交代を御報告させていただきました。

それでは、議事に入らせていただきますが、総会が始まります前に運営委員会が行われましたので、まずその結果につきまして谷口運営委員長から報告をお願いいたします。

○谷口副会長 運営委員会においては、本日の総会の運営等について相談いたしました。

その結果、本日の総会におきましては、第34次地方制度調査会における審議項目案について御審議いただくことを決定いたしました。

○市川会長 ありがとうございました。

それでは、専門小委員会における審議状況について、山本委員長から御説明をお願いいたします。

○山本委員長 それでは、私から御報告をいたします。

今次の地方制度調査会では、第1回総会において、先ほどの市川会長の御説明のとおり、高市内閣総理大臣より諮問をいただき、また、国会議員選出の委員の皆様、地方六団体選出の委員の皆様より、諮問事項に関して御見解、御提言をいただいたところです。

その後、これまで5回にわたり専門小委員会を開催いたしまして、まずは諮問事項に関する現状や課題を丁寧に把握するという観点から、関係省庁、地方公共団体及び有識者の皆様から意見聴取を行うとともに、自由討議や意見交換を通じて委員間の共通認識の醸成に努めてまいりました。

その上で、今後の調査・審議を進めていくに当たって審議項目の整理を行ってまいりましたところ、5月13日の第5回専門小委員会の議論を経て、本日の資料として配付されております第34次地方制度調査会の審議項目案として取りまとめました。

それでは、専門小委員会で取りまとめた審議項目案につきまして、事務局より説明をしていただきます。お願いします。

○小川自治行政局長 事務局を務めます総務省自治行政局長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元にお配りしている資料を御確認いただきますと、まずA4縦置きで左肩に資料と書かれた「審議項目案について」がございます。これが本体でございます。その後にA3横置きで参考資料1と書かれた年表スタイルの資料がございます。さらにその後にA4の横置きで参考資料2と書かれた少し大部な資料がございます。これらに適宜触れながら審議項目について御説明申し上げます。

小委員長から御紹介ありましたとおり、1月19日の初回総会から5回の専門小委員会を開催してまいりました。その多くは関係者からのヒアリングであり、地方行政に関係の深い省庁、行政サービスの持続可能性を確保する取組を進める市町や県、さらには大都市制度の当事者となる指定都市や都道府県の代表者、最後にこれまで分権改革に深く関わってこられた学識者、以上11名の方々からお話を伺ったところでございます。

その概要は参考資料3にまとめておりますが、大部にわたりますので、ここで説明することはせず、審議項目の説明に即して適宜御紹介を差し上げたいと思っております。

それでは、審議項目案の構成と概要につきまして、資料に即して説明を申し上げます。

最初に総理からの諮問を改めて掲げておりますが、ここでは、懸念される人口減少や人材不足、それから課題であるとともに希望でもありますデジタル技術の進展等、こうしたことを前提としまして、行政サービス提供の持続可能性を確保するために、1つに国・都道府県・市町村間の役割分担、2つに大都市地域の行政体制の在り方を検討されたい、このような諮問をいただいているところでございます。

専門小委員会における各委員からの御発言、あるいはヒアリングにおける関係者からのコメントでは、ここ数次の地方制度調査会を振り返って、あるいは今次調査会に先立って総務省で行いました「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の報告書などに言及しながら、これまでの振り返りの必要性が多く指摘されたところでございます。

そのため、資料1冒頭の1-1として、「こうした地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組の変遷について、どう見るか」ということを審議項目として掲げております。

これに関連しまして、横置きA3の参考資料1を御覧いただきたいと思えます。上段にオレンジ色系統で、地方分権の流れを書いております。「2000年分権改革」とも言われた第一次分権改革以降、第二次分権改革から近時の提案募集方式へと、その手法やトーン、あるいは熱量は少しずつ変わってまいりましたが、地方分権の取組が進められてきたことを記しております。その間、表の下半分でございますけれども、平成の大合併とか、集中改革プランに代表される行政改革、さらには近時にはデジタル化への対応などが求められてきたことを一表に表した図でございます。

地方分権を軸として進められたこれらの取組が相互に作用した結果、地方分権、もう少し砕いて言いますと、国・都道府県・市町村間の役割分担等々のありようが変容を迫られているのではないかと、こうしたことがこの表から読み取れようかと考えております。

参考資料2に目を移していただきたいと思えます。資料の5ページは、分権改革の一つの象徴的な取組でありました都道府県から市町村への独自の権限移譲が、その後、県に返上されるようになってきている状況を示した資料でございます。

次の6ページは、ヒアリングに出ていただいた大館市、中泊町の取組みや課題認識を記したものでございます。制度上、都道府県、市町村、さらには国に割り当てられた仕事が、現場においては連携して一体として処理する必要が出てきていること、また、介護保険に代表されるように、本来市町村に割り振られているけれども、それをそのまま実施することが徐々に難しくなっているといったことが問題意識として示されたところでございます。

さらに7～9ページでは、こうした地方公共団体における取組あるいは問題意識に呼応して、各府省においても制度の見直しの議論が進められているということも記したものでございます。例えば8ページを御覧いただきますと、ヒアリングに御出席いただいた厚労省の方から、介護の現場における人材確保、生産性向上を考えると、これらを改善するためのプラットフォームを都道府県が設置主体となって構築することが必要ではないかというふうなお話がありました。市町村を前提とした現行制度に対する見直しの機運が、各行政分野における各府省の取組においても見られることを、この資料は示しております。

本体資料に戻っていただきますと、こうしたトレンドや流れは、分権改革の理念であった市町村優先の原則、あるいは企画・立案から管理・執行までをできる限り一の団体で完結することを目指すという理念では説明し切れないものではないかと考えるものであります。

こうしたことから、審議事項の1-1-1では、地方公共団体の現状から見て、これまでの地方分権の理念をどのように考えるかという問いかけを、また1-1-2では、呼応して行われている各府省の取組と地方分権改革の基本理念との関係をどのように見るべきかという問いかけを設けたものでございます。

次に、2ページの1-2「取組の加速化」に移ります。以上のような現状認識あるいは問題意識に立つとすれば、そこで示される方向性に沿って、現在の役割分担の在り方、それは国・都道府県・市町村への事務の割り付けのみならず、事務の要否、処理方法などを含んだ広い意味での役割分担の在り方ですけれども、これに関する改革を加速していくことが適当ではないかという問いかけを設けております。

その上で、各論といたしまして1-2-1以降を掲げ、1-2-1ではデジタル技術を活用した課題解決の方法はどう考えるべきか、1-2-2では地方公共団体間の連携の促進を通じた解決をどのように考えるべきか、1-2-3では地方公共団体と関連の強い行政主体でございます地方共同法人等の設立が進んでおりますけれども、こうした主体の活用を通じてどのように問題に取り組んでいくべきか、最後に1-2-4では議会及び住民

自治の在り方との関係をどのように見るべきか、このようなことを各論として特記したものでございます。

なお、小委員会での議論におきましては、こうした改革を進める枠組みについても御意見があったところでございます。それを記したのが3ページの1-3でございます。

まず、国と地方や都道府県と市町村の役割分担に関しましては、国が決めたものを地方に下ろすという上意下達式ではなくて、地方の意向を酌み取って改革につなげる現在の地方分権の提案募集方式とか、あるいはデジタル改革の対象やスピードを国と地方で協議して決めていくデジタル行財政改革会議の仕組みが参考になるのではないかとといった御意見がヒアリングで示されました。それを1-3-1「既存の枠組みとの関係」として提示をしております。

次に1-4でございますけれども、法令でいったん定まった国・地方、都道府県・市町村の役割分担を、都道府県・市町村間の連携によって地域特性に即してアジャストしていくことも必要であろう、あるいは都道府県・市町村に最適配分する枠組みも要るのではないかと御指摘があったことを、1-4として「各地域において取組を進めていくための枠組み」という形で問題提起をしておるところでございます。

以上が「国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方について」の審議事項案でございます。

次に大きなテーマの2つ目、「大都市地域における行政体制の在り方について」の審議事項案について御説明申し上げます。

大都市地域における行政体制に関しても、基調を成す問題認識は1つ目と同じく国全体における行政サービス提供の持続可能性であることが確認をされております。持続可能性確保のために大都市地域はどのような役割を果たすことができるのか、このような立てつけで議論すべきだという問題提起がございました。このことを2-1で確認的に記してございます。

その上で、特に現在議論が活発化しております特別市に関する審議項目を列挙しております。まず参考資料の31ページを御覧いただければと思います。専門小委員会でお示した資料でございますけれども、ここでポイントとなっているのは、大都市制度改革という場合に、一つの方向として、広域自治体すなわち現在の都道府県と、基礎自治体すなわち市町村を融合して一層化して、いわゆる二重行政を排除することを目指す方向がある。31ページ真ん中辺りの青枠囲みをした図で「①一層制」と書いてございますが、こうした方向です。もう一方では、大都市と周辺地域ないし周辺自治体を包括する団体や仕組みを設けて圏域の一体性を確保する、こうした方向もある。大都市制度改革には、この2つの方向があることを確認すべきではないかということがこの資料でございます。

そして資料のすぐ下に赤字で書いておりますけれども、一層制を目指す方向と、大都市と周辺市町村を包括する広域的な団体や仕組みを設ける取組はトレードオフの関係にあって1つの制度に収れんしない。双方のメリット・デメリットがトレードオフの関係にある

ので、各国の取組に目を向けても、2つの方向の間を揺れ動く形で改革が進められていると見るべきではないか、というのがこの資料の含意でございます。

資料34ページを御覧いただきますと、4月の専門小委員会でお示したものですけれども、英国のロンドン、カナダのトロント、韓国の釜山等、各国の状況を示しながら、一旦は一層制を目指して実現したものの、次なる改革では周辺自治体との合併や広域化、あるいは広域的な調整の仕組みの導入にスイングする、こうしたことを繰り返しながら改革を進めてきている。これが諸外国における大都市制度改革の実際の姿であることも実例として示しながら、2つの方向性のメリ・デメを見ながら、トレードオフの関係もよく踏まえながら検討していく必要があるということを記したものでございます。

以上を前提といたしまして、本体資料に戻って2-2でございますが、「いわゆる特別市の意義」といたしまして、「特別市については、制度化した場合の国全体における意義や住民にとってのメリット・デメリットをどのように考えるか」との問題提起を審議事項として掲げているものでございます。

そうした基調を成す問いかけを前提として、各論的な制度設計の論点を示したのが2-3-1以降でございます。ここでは、ヒアリングにおいて指定都市、都道府県側からなされた説明、それに対する各委員の御意見、御質問、こうしたところから論点を抽出するという形しております。

2-3-1を御覧いただきますと、「広域事務への影響等」としてしております。これはヒアリングにおいても、委員間の審議においても最も関心が高かったところでございます。都道府県が担ってきた広域事務などへの影響、もう少し具体的に言いますと、特別市以外の残存地域に従前のように都道府県が支援や補完ができるのかという点でございます。

これに関しては、指定都市側から特別市制度をつくった場合には、特別市が周辺市町村に対しても広域的役割を果たすという制度案の披露がありました。それに対して、果たしてそれは制度として成り立つのであろうかとの質問も出されたところでございます。そうした問題意識を掲げたのが2-3-1「広域事務への影響等」でございます。

また、2-3-3を御覧いただきますと、「財政への影響等」と記してございます。これも議論が非常に多かった部分でございます。特別市が都道府県から分立した場合に、現行の財源調整制度では調整し切れないのではないかと、そのような場合にどのような対応策を設ける必要があるのか、それは可能であるのかといったことが質問、意見として出たところでございまして、それを審議事項として掲げたのが2-3-3でございます。

そのほか、2-3-2の「財産・施設や議員・職員への影響等」では事務以外への影響、2-3-4の「大都市制度以外への影響」では道州制を含めた都道府県制度の在り方にも波及が及ぶのではないかとといったこと、さらには2-3-5では特別市制度をつくった場合の移行手続、2-4では特別市における住民自治確保の在り方といった点についても、皆様の御意見から丁寧に論点を拾い上げたものでございます。

以上、駆け足でございますけれども、これまでの審議を踏まえた審議事項案について御

説明申し上げました。御検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました審議項目案につきまして、皆様から御意見、御質問を賜りたいと存じます。

まず、国会議員の委員の皆様からお願いできればと存じます。御発言の順番については、公務により途中退席の予定と聞いております江島委員に御発言をいただき、その後、座席の順番により橋委員からお願いできればと存じます。

それでは、まず江島委員からお願いいたします。

○江島委員 恐れ入ります。御配慮いただきましてありがとうございます。

また、委員の皆様方には、これまで長きにわたって本当に真摯に御検討いただいておりますことに、議員の一人として心から御礼を申し上げます。

私からの意見でありますけれども、私も元首長出身ということもありまして、やはり現在の都道府県・市町村体制というものに対しましていろいろな思いもございますし、また変えていかなければいけないなという点も大いに感じながら職務に努めてきたところでありますけれども、今回提案されております特別市制度について御意見を述べさせていただければと思います。

日本の1都1道2府43県というのは、元は廃藩置県から始まっているわけでありまして、明治4年（1871年）にスタートしまして、その後、最初は3つの府と302の県でスタートしたわけでありまして、1888年に現在の1都1道2府43県という形になって既に138年がたっているところであります。

多くの地域においては、都道府県の下在市町村制度というもので運営をされてきたわけでありまして、近年の都市部への人口集中によりまして、例えば、最大の市は横浜市で現在376万人とお伺いをしておりますけれども、横浜市より人口の多い都道府県は既に9つしかないわけでありまして、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県、兵庫県、福岡県、北海道の9つ以外は皆、横浜市よりも小さい人口を擁するという形になっております。

確かに、これは一極集中をしているということで様々な弊害も生じているのかもしれませんが、私は山口県選出なのでありますけれども、山口県ではそういう都市部への集中という事態は起きていないので、大都市の課題というのは正直、肌感覚としては分からないところもありますけれども、そういう中であって、特別市制度ができるということは実質的に47都道府県が増えるという理解をすべきかと思っております。

県という存在から抜けてしまうということは、例えば今議論をしております国会の参議院の選挙制度改革で、各都道府県から最低1人は参議院議員を選出しようというような制度も含めて再議論をしなければいけない問題かなと思っておりますし、神奈川県を例にとりますと、3つの政令市があるわけですが、横浜、川崎、相模原が抜けると神奈川県は今の人口の3分の1ぐらいになりまして、事実上、今の神奈川県と全く違う神奈

川県というものになるかと思えます。この特別市制度というものは、相当慎重に考えていかなければいけない課題かなというのが私の思うところでございます。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、橋委員、お願いいたします。

○橋委員 ありがとうございます。

先生方には、専門委員として5回にわたり議論を深めていただきまして、今日こういう形でさらに諮問事項を細かくした審議項目の御提示をありがとうございます。これを拝見したり、今ほどの局長さんの御説明をいろいろお伺いしながら、私も実は江島委員と同様で、平成16年（2004年）から平成21年（2009年）まで5年間、富山県高岡市の市長をさせていただいた経験がございます。そのときのことを振り返りながら、それからもう20年ぐらいたつわけですけれども、当時私がさせていただいていた頃は、合併ということが一番大きな課題でありまして、分権ということと合併ということで基礎自治体に力をつけていくのだ、いろいろな広域的な課題も処理をしていくのだという方向性で進んでいたわけですが、それは平成の大合併の検証やいろいろなことの中で、もう少しそれぞれの地域のアイデンティティーというのか、私たちの町、私たちの地域、そういったものをもっと大事にしたいという中で、これ以上合併ということではないほうがいいなというのが地方の現場の自治体の声であったのではないかなと思えます。

そういったことを踏まえながら、今回の役割分担の話は総論と各論があるのだろうと思えます。総論としては、自治体というのは、特に基礎自治体ですが、どういう役割を果たしていかなければいけないのか、なぜアイデンティティーを持って、ここの議会を持って、そして、そこで自分たちのことを自分で決めるということをやっていくのかと。しかし、またそこだけでは、人員不足とかいろいろなことの中で、広域的にやっていく、あるいは県等に事務をお願いしなければいけないものも出てくる。どういうものはそういうところへ移していくのかという、やや総論的な、『自治体って何？』ということが一つあるのかなと思っております。

その上で、各論的には、今日お話のあった介護保険とか国保とか後期高齢者の保険制度もそうですし、いろいろな面で広域的に処理していかなければいけない、そのほうがお互いにありがたい、住民の方も自治体としてもありがたいものもあるのだと思えます。

ぜひ総論を踏まえながら各論のところについても、例示でもいいからある程度方向性というものを出していただくと、この調査会として大変実りが多いのではないかなと感じております。これが1点目であります。

特別市については、江島委員からもお話がありましたが、私も似たようなことで、これもやはり総論・各論的なことがあると思えます。お話のあったとおり、47都道府県という体制から、特別市ということではあるけれども、実質的には新しい県をつくるに近い感じなのかなと。そこも議論を尽くさなければいけないのかもしれませんが、そこはやはり

大事なポイントで、そういうことにするのか、そうではないのか。

もう一つ、東京都23区のような制度がございます。特別区と都という形。それをまた大阪のほうは目指しておられることも事実であります。そういう制度も横にある中で、もう一つ特別市という制度がどうなのか。

それから、日本は政治の状況は三層制ということで、国の立場、都道府県の立場、市町村というか基礎自治体の立場、それぞれに首長と議会を置くということをやっております。東京都23区はもともと公選制でなかった首長を今公選制にしていますから、要は、国会から始まって3段階のものを住民として、あるいは国民として持っている状態の中で、特別市という形で国と併せて二層制ということが、自治体だけでは一層制ということかもしれませんが、要は議会が1つだけでその地域のことをやっていくということが望ましいのかどうか、100万とかそれぐらいの人口のところを1つの議会だけということがいいのかどうかということも含めて、ここはいろいろな思いもあるのでしょうかから議論を尽くしていただきたいと思います。

そして、そういうことをおっしゃるということは、各論的な制度の中で、財政の問題なのか、権限の問題なのか、仕事の仕方の問題なのか、何かに悩みがあるからこういう制度をお願いしたいという声も出ると思っています。そういったところは制度の運用の中で解決できるのか。そういったところについてなお議論を尽くしていただければ大変幸いだと思っています。よろしく願いいたします。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、お願いいたします。

○宮下委員 本日初めて参加させていただきます、長野県選出の衆議院議員の宮下一郎でございます。よろしく願いいたします。

本当に多岐にわたる論点について、これまで熱心な御議論をいただいてまいりましたこと、また、論点をこのように整理してくださったことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

今、国も地方も大きな転換期を迎え、新たな制度的枠組みをしっかりと作り直していくことが必要だということを私も強く感じております。

国・都道府県・市町村間の役割分担ということで言いますと、私も地元が1,000人以下の村を多く抱えている選挙区でもあり、長野県は、今日は阿部知事もいらっしゃいますけれども、77市町村ということで、相対的に合併があまり進んでいない状況で頑張ってきているということでもあります。

私は、1,000人を切るような小規模自治体であっても、橘先生がおっしゃったアイデンティティーをしっかりと確認をして、独自の発展を目指すということで頑張っておられるところが多くありますので、そこは小規模自治体のよいところだと思います。

一方で、医療とか、介護とか、消防とか、廃棄物処理とか、行政事務の様々な面については広域で処理をせざるを得ない、広域連携でやるということ、定住自立圏構想という仕

組みもありますけれども、こうした構想に近い形で様々な課題に対応してくださっていると思っています。

そして、これから人口減少を乗り越える一つの課題は、交流人口、関係人口、二拠点居住等々の人の流れをつくるということだと思いますが、観光ということでは、それぞれの町村がフルスペックで体験施設も食事の施設も宿泊も何でもというのは難しい。やはり広域連携をして戦略を立てて、観光DMOという話もありますが、そうした戦略を持って地域全体、エリア全体の振興を図ることも必要だと思っています。すなわち、地域のアイデンティティを追求する部分と、広域でその地域の機能を維持する、ないしは地域の発展を目指す、こういった取組がますます重要になっているのではないかなと思います。

それから、特別市に関連しましては、今、私は自由民主党と日本維新の会の統治機構改革協議体というところに入って、新しい法律、「副首都法」とよく言われますが、仮称では「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案」、こうしたものを準備して、できればこの国会で成立させたいということで議論をしております。

このコンセプトは、東京一極集中が首都直下地震とか富士山噴火のリスクに対応できない、むしろ日本のリスクを高めているということで、バックアップ拠点を首都圏以外につくる、それを応援していこうというのが大きなコンセプトであり、その上に維新の皆様が進めてこられた副首都構想を合体させた形で、人口が密集していて、経済規模が大きくて、国の出先が多くて、そして、行政的に一体的に運営ができる道府県をいくつか指定するという考え方で法案をつくっております。

その要件としては、1つは道府県と政令市が副首都となるための連携協約を結ぶこと、2つ目のオプションは、先ほどお話がありました大都市法に基づく特別区を設置した自治体であること、3つ目は、もし新しい制度がスタートできれば特別市であること、この3つをオプションとして提示をさせていただいております。

その中で、特別市についても、推進をされている方からの御意見、また課題ありという知事側の御意見も私は伺ってまいりました。私自身、先ほど言いましたように、ある程度まとまったエリア、地域で、皆が知恵を集めて未来を考え、切り開いていくというパワーがないと本当の意味での地方自治が成り立たないのではないかなという観点からしますと、特別市の中が一層制になってしまうということは、その機能の面で課題があるのではないかな、地域自治の機能を補完する仕組みがないとなかなかうまくいかないのではないかなということを感じております。

もう一つは、財源の問題であります。特別市に税財源が集中している場合に、残された県の財源確保に多大な影響を及ぼす可能性がありますし、そのことによって広域行政が従来どおりの水準を維持できないというリスクもあります。ということであれば、税財源の在り方についても共に議論をしないと、なかなか課題解決にならないのではないかなという思いがしております。

それから、税財源の話が出ましたのでもう一つだけ付言させていただければ、不交付団

体である特に東京都の税財源をどう地方に配分し直すかという議論も税制改正等々で行われようとしておりますけれども、法人住民税、法人事業税は分割基準で事業所数や従業員数で地方にも配分するという仕組みがありますが、実際は従業員がいない、事業所がない多くの皆さんが消費者、購買者となってその企業の利益が実現しているという面もあり、必ずしもそれだけで是正ができていくという気もいたしません。ここら辺をどのように税財源の是正を図っていくのか。東京一極集中は、人口だけではなくて、そうした税財源の面でもしっかり検討を加えなければいけない課題だということを考えております。

そもそも、何を地方財源にし、何を国の財源とし、どの基準で地方に税財源をお渡しするのか、こうした構造についても整理をすべきではないかということを感じております。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、神谷委員、お願いいたします。

○神谷委員 ありがとうございます。神谷裕と申します。

宮下委員と同様に、私も本日初めての出席となります。どうぞよろしく願いをいたします。

まずは、本年1月以降、専門小委員会の皆様には5回にわたる熱心な御議論をいただいたということに心から敬意を申し上げたいと思います。

今ほど局長からも御説明がございましたけれども、私自身思うところを少しだけ述べさせていただきます。

最初に、国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方についてでございます。私自身、北海道から参りました。私の選挙区そのものも実は32の自治体があるという本当に多い選挙区でございます。ただ、32の自治体全てに言えると思うのですけれども、やはり人材不足、特に自治体における人材不足はかなり顕著であるということでございます。また、人を入れようとしてもなかなか集まらないという現状にあることはもう間違いのない事実でございます。決して基礎自治体だけではなく、実は北海道全体でもそうなのではないか、北海道庁であってもそうだというのが現状でございます。そういった意味において、今回の諮問にあるように、国・都道府県・市町村間の役割分担というのはしっかり議論をしなければいけないのかなということを改めて実感をしたところでございます。

しかしながら、広域自治体においても、基礎自治体においても、実は人材不足はあまり変わらないというところがあって、だとするならば、役割分担だけで解決できない部分があるのではないかとということを改めて思うところでございます。

例えば、この間のDXであるとか、GXであるとか、様々なそういったことがあったと思いますけれども、それに加えて、一回業務の棚卸し、事務の棚卸しみたいなことをぜひお願いできたらと思っております。

実際に、地制調に先立って「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」でまとめられた報告書を拝見しておりますと、例えば、事務をまとめるとか、事務を減らすとか、

担い手を広げるとか、様々な方策が出ているところでごさいます、もちろん枠組みを変えていくことも重要なのですけれども、それ以上にどういった事務をどういう形でやっていただくのかといったことについてもぜひ御示唆を賜ればありがたいと思った次第でございます。

それから、もう一つの諮問事項でございます特別市についても、私自身申し述べたいところを少しお話しさせていただきます。特別市についてもこれまで様々な議論があったことは承知をしております。ただ、その際には残念ながら成就しなかったということもあるのかなと思っておりました。

では、その際に課題になったこと、問題になったことは、果たして現在ではそれが克服されているのであろうか、あるいは現在であればそういったことについてある種の手当てというか方策がなされているということなのか、その辺の答えをぜひ聞きたいというのが本音でございます。

先ほどからそれぞれの委員の皆様方に御発言をいただきましたけれども、財政の課題であるとか、あるいは特別市になった市以外の残存された自治体の皆さん方がどういう思いで見ているのか、残念だけれども、快く送り出していけるような状況に今なっているのかというと、いろいろとお声を聞いていると必ずしもそうではないという感じがいたしております。それだけ不安もあるのかなと思います。だとするならば、やはりこの不安にもしっかりと耳を傾けて聞いた上で前に進めなければいけないのではないかと考えているところでございます。

それには、先ほどあったような財政の話とか、意思の形成の在り方とか、いろいろな課題があると承知をさせていただきます。そういったことに一つ一つ丁寧に答えを出していただいた上で、最終的に議論の終結点というか、諮問の結果をつくっていただけたらと思う次第でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、本日御都合により欠席されておられます岸委員から意見をいただいておりますので、事務局にて朗読させていただきます。

○植田行政課長 事務局でございます。

A4縦置きの上段に「委員提出資料」とございます、岸委員からの「今後の審議項目（案）」に関する意見を朗読させていただきます。

今後の審議項目（案）に関する意見

参議院議員 岸真紀子

本年1月以降、専門小委員会の皆様には、5回にわたりご議論いただいていること

に敬意を表します。

本日、参議院本会議と同時刻での開催のため、文書にて意見を提出します。

本総会で今後の審議項目（案）が示されましたが、1点目の「国・都道府県・市町村の役割分担」については、枠組みの検討を進める前に議論すべき点が不足しているのではないかと考えます。

第34次地制調に先立ち設置された「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」でまとめられた報告書（2025年6月）では、深刻化する人材不足に対応し、地方公共団体の事務処理を持続可能なものとするための対応方策としては、「事務を減らす（事務自体の廃止や頻度の見直し）」「まとめる（水平連携や垂直連携）」「担い手を広げる（民間活用や住民参加）」「生産性を高める（DXの活用など）」を挙げていました。

私は第1回総会でも意見しましたが、法定受託事務が実務を担う地方自治体現場と乖離し過剰な負担になっている問題は、地方自治体の職員確保には欠かせないポイントであると考えます。そのため、再度「事務を減らす」に言及すべきであります。

非常に難しい課題であることは承知していますが、法定受託事務の検証・見直しに向き合うべきであり、国の法律や制度改正によって地方自治体に課せられている「余分な負担」が存在している現状こそ改善が必要です。

例えば、全ての地方自治体に課せられている各種計画策定、省庁の縦割り行政による弊害などが存在しております。実務を担う地方自治体側への裁量強化を進め、責任と権限・裁量はセットとしていただいたほうが、地域の特色に応じた公共サービスの提供がしやすくなると考えます。

事務局案は、上記の議論よりも都道府県による垂直補完や広域連携をさらに加速させようとも見えますが、都道府県職員も採用が難しくなっています。広域異動を伴うため若年層の退職も多いのが実態です。

実際、総務省は、地方公務員の技術職員不足に対応するため、2020年度から「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を創設していますが、目標人数に対し4割程度にとどまっているのが現状です。

広域連携や広域連合に委託する手法も、県都で担える実務の範囲は限定的にならざるを得ないことから、根幹的な解決になるわけではありません。

地方自治体にとって地域住民の暮らしを支える役割は、住民に期待されているものであり、地方公務員の矜持となっています。垂直補完や広域化によって手放すことがより良い手法なのか疑問を感じます。少なくとも、個別の市町村や住民の意思を置き去りにしたまま、規模や事務の性格に応じて一律に広域化・補完を強制する仕組みは慎重に議論していただきたいと考えます。

次に、2つ目の「大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度」については、正直な感想を述べれば、急展開で戸惑いを感じています。

特別市制度の導入は、日本の地方自治全体に関わる問題であり、特別市以外の住民に与える影響を看過できません。

住民代表機能、近隣市町村との連携・調整機能、現実的に特別市と県・特別市以外の市町村との関係、県都機能所在地の移転、地方財政への影響など複数の論点があります。立場によって意見が異なる議題であると考えますので、分断や対立を生じさせることのないよう、落ち着いた環境下での議論を求めます。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、地方六団体の委員の皆様様の御意見を伺いたいと存じます。座席の順番により、阿部委員から御発言をお願いいたします。

○阿部委員 御指名ありがとうございます。

まず、今回の審議項目案の取りまとめをいただきました、山本委員長をはじめ小委員会の皆様方に心から敬意を表したいと思えます。

私ども知事会としてのペーパーは最後の資料に1枚紙をお付けしておりますので、そちらを御覧いただきながら私の意見を聞いていただければと思います。

まず、基本的に審議項目案そのものについては、非常に幅広くお取りまとめいただいているものと受け止めて、評価をしているところでございます。そうした中で、まず国・都道府県・市町村間の役割分担について申し上げたいと思えます。

社会経済情勢が大きく変化し、またAI、デジタル、特にAXを進めていく時代にあって、今までと同じような国・都道府県・市町村の役割分担であっていいわけではないと思っておりますし、特に関係性の在り方も含めて抜本的に考えていただくことが重要だと考えております。

そういう観点で3点申し上げます。まず1点目は、地方制度調査会ではありますが、まず国が何をするのかということをしっかり考えていただきたいと思っております。地方自治法第1条の2第2項において、国はこういう事務に重点的に取り組むという記載があります。政府の皆様方は一生懸命仕事をやっていただいているわけですが、果たして本当にそれをいつも念頭に置いていただいているのかなということはいささか疑問に感じることもあります。

そうした観点で3点書かせていただきましたが、子ども医療費や保育料など子育て負担の軽減、公的医療保険や介護保険における負担と給付など、いわゆるナショナルスタンダードな施策、これは山奥の山村に暮らしても、大都市に暮らしても、どこに暮らしても基本的に同じようなサービスを受けてもらわなければいけない部分は国が積極的に取り組む必要があると思えます。また、リニア、整備新幹線、原子力・風力などのエネルギー政策、防衛政策と書かせてもらいましたが、国家的なプロジェクトについては国が一義的に担っていただきたい。加えて、道路、河川、鉄道などの社会インフラ、基本的なインフラで、かつ複数都道府県にまたがっている、あるいは影響を及ぼす、こうしたものの維持・整備

については、ぜひ国の責任と財源において実施していただきたいと考えています。

2点目であります、役割分担ともう一つ関係性の部分であります。第1回目の総会で「責任なき国」と「権限なき地方」といった言い方をさせていただきましたが、権限と責任を一致させていく、国と地方の役割分担と併せて関係性の在り方ということもぜひ一体で考えていただきたいと思っています。国民・住民から見て責任の所在が明確になる、そして、地方公共団体が本来の権限を自主的・主体的に発揮できるようにしていただくことが重要だと思っております。これもやはり国からいろいろな関与があります。もっとこうしたいと思っても、都道府県や市町村が自由にできないこともたくさんありますので、この関係性の在り方についてしっかり議論を深めていただきたいと思います。

3点目であります、これはある意味改革の仕組み化と考えております。地方制度調査会で国・都道府県・市町村の役割分担を御審議、御議論いただくことは極めて重要だと思っておりますが、ただ、世の中はどんどん移り変わっております。1回決めたからといって、それが来年も再来年も同じでいいというふうには決してならないと思っております。現に、我々都道府県・市町村は、国でこういう法律をつくりましたので計画をつくってください、あるいはこういう補助金をつくれたのでこの仕事をやってくださいというふうに毎年のように言われて、言い方が悪いかもしれませんが、国の指令に従って仕事をしなければいけない部分がたくさんございます。

人材を確保するのが困難になり、限られた人員の中で、特に住民に向き合って仕事をするのが我々都道府県・市町村の基本的な役割でありますので、そういう意味ではぜひ国と地方の役割分担と関係性について検討・改善するための協議体のようなものを省庁ごとに設置いただくなど、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応していただくための仕組みもぜひ御検討いただきたいと思っております。

そういう意味で、役割分担と関係性の御議論は重要であります、国が何をやるべきなのか、国と地方の関係性はどうかあるべきなのか、そして、改革・改善の仕組み化、こうした点について制度的な課題として抜本的かつ横断的な検討・見直しを進めていただきたいと思っております。

それから、もう一点の大都市地域における行政体制でございます。私は先ほども少しお話が出た横浜市で副市長をさせていただきましたし、神奈川県庁でも仕事をさせていただきましたので、県側、政令市側、両面からこの問題を実際に体験してきております。今日は知事会長の立場で発言させていただきますが、この問題は全国知事会におきましてもプロジェクトチームを設置して今議論をさせていただいているところでございます。

プロジェクトチームの中では、現行の指定都市制度は十分機能しているという声が多くあります。一方、特別市制度については、道府県の総合調整機能、財政の在り方、県有施設の扱い、格差の拡大など、ほぼ全ての政令指定都市所在道府県から様々な課題や強い懸念が示されているという状況であります。

現在、人口減少が深刻化し、人的資源に限られる中、都道府県においては市町村の垣根

を越えた連携を進めようとしておりますし、また先ほど政務官のお話にもありましたように、今、道府県を越えた広域連携、広域リージョン連携のような取組も進めていこうと、いわば広域化をいろいろな場面で進めているわけではありますが、特別市制度という考え方はある意味都道府県を分割する形になりますので、この考え方には逆行しているものと考えております。

なお、3つの政令指定都市が存在している神奈川県におきましては、3指定都市を除く30全ての市町村から反対の声が上がっておりますし、加えて神奈川県私立中学高等学校協会からも反対の要望が出されているという状況がございます。

特別市制度につきましては、都道府県と政令指定都市の関係性の問題にとどまらず、都道府県の数、先ほどもお話がございましたが、実質的に増加させるものという形にもなりますし、また二層制が取られている自治制度を一層制にするといったようなことなど、まさに地方自治の根幹に関わる問題だと考えております。

ぜひこの調査会におきましては、特別市を設置する意義や目的、それによりどのような影響が生じるのか、慎重かつ骨太の議論をお願いしたいと考えております。

以上、特別市制度につきましては、数多くの課題や懸念があり、導入の必要性を感じていないというのが現状でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、松井委員、お願いたします。

○松井委員 ありがとうございます。

全国市長会会長を務めています松井でございます。

まず、市川会長、谷口副会長、山本委員長をはじめ委員各位におかれましては、専門小委員会において熱心な御議論いただきしており、深く敬意を表したいと思います。

今回示された審議項目案は、これまでの専門小委員会の議論を踏まえた形で取りまとめられたものと理解しておりますので、今後はこの項目に沿って議論を進めていただくことに異存はございません。その上で、今回の大きなテーマであります2つの事柄に関しまして意見を述べさせていただきます。

まずは、国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方についてであります。人口減少、東京一極集中、AI等の台頭など、社会経済情勢の加速度的な変化に伴って行政ニーズは多様化・複雑化し、サービスの絶対量は増加し、質の向上も求められている一方で、それを担う人材の確保は極めて厳しい状況にありまして、今後の財政状況の逼迫も懸念されております。

こうした状況の中で、従来より進めてきた、いわゆる地方分権を目指した国と地方の役割分担は、人口減少をはじめとした社会経済情勢等を踏まえたときに、そして、将来を見据えたときに、果たしてこれまでどおりでいいのか、対処し切れない事態も想定の上で、改めて役割分担の在り方を整理、さらには再構築していくことが必要になっているのでは

ないかと考えております。

その際には、行政手続やサービスの提供面におけるデジタル技術のさらなる活用や、広域連携によって地域の実情に応じた発展を目指している地域への支援の充実といった観点でのアプローチも必要であり、今後こうした取組を強化していく上では、基礎自治体優先の原則等を念頭に置きつつ、国がイニシアチブを取って幅広い議論を先導し、合理的な方策を提示することを期待しているところであります。

次に、大都市地域における行政体制の在り方に関しましては、専門小委員会において全国知事会や指定都市市長会への意見聴取が実施され、委員各位も含めてそれぞれの立場から特別市制度創設の意義、その場合の住民の権利や行政サービスへの影響、都道府県や周辺自治体に対する行政事務、財政への影響などについて、様々な御指摘がなされております。今後は、指摘のあった項目を中心に検討・議論が深まっていくことを期待しているところであります。

大都市地域の行政体制の在り方に対する各都市自治体の問題意識は、指定都市であるか否か、大都市周辺に位置する自治体であるか否か等々、都市自治体が置かれている、例えば地理的な条件あるいは経済環境によって様々異ならざるを得ないと思います。したがって、全国市長会といたしましては、今後そうした様々な意見の把握・整理も行いながら、この調査会での議論に臨んでまいりたいと考えておるところであります。

今後、本調査会においてもさらに丁寧な実態の把握あるいは分析等に基づいて検討が進められることと承知しておりますけれども、大都市地域における行政体制が各都市自治体における住民福祉の向上、効率的な行政運営に資するものとなるよう、一律に適用するのではなくて選択的な採用といった最終手段も視野に入れて議論を深めていただきたいと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、丸子委員、お願いいたします。

○丸子委員 全国市議会議長会の会長を務めております、山形市議会議長の丸子でございます。

初めに、国・都道府県・市町村間の役割分担等の在り方の検討に当たっては、様々な状況に置かれた各自治体の実情を踏まえていただき、様々な選択肢の中から各自治体がそれぞれの実情に応じて自主的に選択できるような制度設計に向けて御議論いただきたいと思っております。

今後、国・都道府県・市町村間の連携や他の主体の活用がさらに多様化すればするほど、それらの事務を各市町村の仕事として適切にチェックすることが容易ではなくなる可能性があります。それらの検討に当たっては、市町村の議会がその役割を果たす方策についても併せて御議論いただきたいと思います。

市町村における人材不足、特に専門人材の不足は深刻であります。人材確保に関する

国・都道府県の役割を明確化し、市町村の事務に支障が生じないようにする観点から議論を深めていただきたいと思います。

広域連携については、公共施設の共同利用などのための活用が各地で検討されていますが、計画策定や合意形成に時間を要し、調整事項も多岐にわたることなどから、必ずしも普及していない状況にあると考えられます。広域連携の合意形成や専門的な計画策定を支援するため、国等による人的・技術的支援の強化に向けて御議論いただきたいと思います。

次に、大都市地域における行政体制の在り方については、審議項目として特別市の制度化を検討する場合の論点などが示されています。前回の総会でも申し上げたところでございますが、地域の特性に応じた多様な大都市制度の実現に向けて具体的な議論を深めていただきたいと思います。

なお、その際は、大都市と周辺市町村との連携の在り方についても併せて御議論をいただきたいと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、棚野委員、お願いいたします。

○棚野委員 全国町村会会長の棚野でございます。

私からは、本日審議項目の決定という重要な節目に当たりまして、今後の審議に向けまして、全国の町村の現場を代表する立場から何点か申し上げたいと存じます。

まず、国・都道府県・市町村の役割の分担の在り方ではありますが、第1回の総会の際にも申し上げましたけれども、最適な役割分担や事務処理の手法の検討よりも、既存の事務についてそもそも必要性があるのかということを確認し、廃止・統合など事務自体の見直しを中心的な論点になるべきではないかと考えております。

また、社会経済情勢の変化に伴いまして、地方公共団体が担う事務は増大をしております。行政需要も多様化、また複雑化しております。この点、私自身も現場において日々実感をしていただいております。事務局が示した資料におきまして計画策定事務の推移を見ましても、増加し続けておりまして、このような業務の積み重ねが自治体の事務負担となっております。

人口が減少して、職員をはじめ地域の担い手の確保が今後ますます困難となることが見込まれておる中でありまして、事務自体が増加してしまえば、デジタルの活用や広域連携など、事務処理方法を工夫するだけでは厳しい状況が想定されているところでもあります。

地方分権改革、提案募集など、既存の取組を検証しつつではありますが、さらに実効性を高めていくことや、国による実質的な見直しが進むような枠組みの検討が重要ではないかと思っております。

次に、専門人材の育成・確保でございます。AIを含めたデジタル技術を活用した事務執行の必要性は認識しつつも、サイバーセキュリティ対策への対応も含めて、町村におき

ましてはデジタル人材が不足している現状にあるわけです。また、デジタルの分野に限らず、技術系の職員や福祉分野など、町村が単独で専門人材を育成・確保することは極めて困難な状況下にあります。

都道府県が専門人材を確保し、自治体に派遣をする仕組みが既に進んでいる分野もあるわけではありますが、我が国全体で人口減少が進む中でありますので、現在の取組が今後も維持できるか懸念をされておるところでもありまして、町村が個別に人材を確保することが厳しい中であって、必要なときに必要な人材が措置される仕組みが求められており、民間人材も含めて、国が主導して行政各分野における人材を確保し、直接自治体に派遣するような仕組みの検討も必要ではないかと考えております。

また、現行では、市町村は基礎的な自治体といたしまして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施をすることとされておりまして、地域の行政は住民が自分たちの意思と責任で決め運営していくことを基本といたしておるところではありますが、審議項目の検討にあっては、事務の効率化等による自治体の負担軽減の視点とともに、地域住民の視点を踏まえたものであることが重要と考えております。

現在、町村は926あるわけではありますが、人口や面積、自然環境、財政状況など、多様でございます。こういった環境や条件の下では、町村が同一の事務を担う場合でもその事務処理方法に差が生じてまいります。持続可能な地域社会の実現のためには、町村が地域の実情を踏まえつつ、行政サービスを提供していくための多様な手法や解決策の中から選択・判断できる柔軟な仕組みとすることが望ましいと考えております。

続いて、大都市地域における行政体制について申し上げたいと存じます。特別市につきましては、大変大きな課題や様々な論点がありまして、周辺の町村にも大きな影響が及ぶ可能性があるわけでありまして、実際に、現在、各県の町村会の中にもありましては、道府県の分断による広域自治体としての調整機能の低下や、また、道府県の財源減少に伴う周辺自治体への補完・支援機能の縮小などを理由に、既に明確に反対意見を表明している町村会もございまして。

大都市制度の在り方につきましては、地方自治の根幹に関わる重要な論点ではありますが、第30次の地制調の議論から10年を経過しているわけではありますが、国民的な議論にはなっていないと我々は認識しております。制度化については拙速に方向性を示すようなことは避けていただき、特別市の意義や必要性をはじめ、一つ一つの論点について慎重を期して丁寧かつ徹底した議論を尽くして、関係者の十分な理解と納得を得る必要があると思っております。

現時点、私たち全国町村会といたしましては、町村にとって不利益が及ぶことが明らかであれば、そういった制度化をすることには賛成はできないということを申し添えさせていただきますと存じます。

私からは以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、中本委員、お願いいたします。

○中本委員 全国町村議会議長会の会長の中本でございます。

私からは2点申し上げます。

1点目は、議会の監視機能と広域連携についてです。町村は急速な人口減少、少子高齢化に直面しております。上下水道など社会インフラの老朽化や災害対応などといった課題が山積する中、行政や地域の担い手が不足している状況です。また、議員のなり手不足も深刻化しております。社会構造の変化や住民ニーズの多様化を踏まえた事務執行の効率化の観点から、市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援など、広域連携を図る必要性は高いと認識しております。

こうした中、私から申し上げたいことは議会の監視機能についてです。広域連携は、単独の自治体による事務・事業とは異なり、責任が不明確になりかねません。その中で、議会が住民の代表としてどのような観点からチェック機能を果たすべきなのかという点についてぜひ御議論をいただきたいと思っております。

2点目は、特別市制度についてです。今回議論となっている特別市制度の本質は、都道府県の分割であると認識しております。しかしながら、「特別市」という名称から受けるイメージとして、市に関する新たな制度の創設、あるいは市町村制度の改革というような捉え方が広がりかねないものと懸念しております。

仮に特別市制度を創設した場合、特別市に移行する市の住民だけでなく、もっと多くの住民に様々な影響が生じることが予想されますが、現状ではこうした特別市という制度案の本質的なところが住民に正しく理解されていないのではないかと懸念があります。こうした住民目線での問題点にも御留意の上、丁寧な議論をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

続きまして、特に御発言があれば、委員の皆様から御意見、御質問を賜りたいと存じますが、いかがでしょうか。ウェブで御参加の方も御意見がありましたら、挙手をいただきたいと思っております。

特によろしいでしょうか。

審議内容は十分に小委員会を通して議論させていただいたと思っておりますので、特に意見がないということでございます。ありがとうございました。

皆様の御意見をいただきまして、審議項目については皆さん御賛同いただけたと思っておりますので、本調査会といたしましては本案のとおり整理することとさせていただきまして、本日様々な御意見をいただきましたので、それらを踏まえて、引き続き専門小委員会にて議論を深めていただくこととしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○市川会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

今後の審議につきましては、引き続き専門小委員会をお願いすることとし、必要に応じ

て総会にお諮りしていくことといたします。

本日は、委員の皆様、関係各位の方々には、お忙しいところを御出席いただきまして、また熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第2回の総会を終了させていただきます。ありがとうございます。閉会いたします。